

Title	スコットランド王ロバート一世の王権と印璽(下)
Sub Title	The seals and kingship of Robert I of Scotland (part two)
Author	坂下, 拓治(Sakashita, Takuji)
Publisher	三田史学会
Publication year	2016
Jtitle	史学 (The historical science). Vol.86, No.1/2 (2016. 6) ,p.135(135)- 170(170)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	論文
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-20160600-0135

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

スコットランド王ロバート一世の王権と印璽 (下)

坂下拓治

四 ロバート一世の王璽の研究

印璽間の役割分担

本稿は、前稿で示したスコットランドにおける印章・印璽の使用の進展を背景として、ロバート一世の王璽の使用、特にその変化に注目する。王璽の使用法の変化は、国璽の機能と明らかに区別される機能を王璽が持つていたかどうか、という点に注目することで可能になる。イングランドでその区別が明確になっていく過程は、王権の制限という憲政的な進展と軌を一にしていた。ロバート一世の名で発給されたすべての文書を詳細に検討すると、彼の治世に国璽と王璽の機能にはっきりとした区分が常に存在したわけではなく、その区分が時とともに明確になっていく様子を見てとることができる。治世の前

期では印璽の使用があいまいであるのに対し、中期、後期と治世が進むにつれて、印璽が一貫した意図にしたがって使われるようになるのである。

まず、特別な理由が明らかではなく、漠然と王璽が使われていると考えられる例を三つ挙げることができる (No. 385、No. 386、No. 55)。それらはみな治世の比較的早い時期に発給された文書である (表1参照)。

このうちでもっとも初期の例を検討しよう。一三〇六年三月にスクーンで王位についたロバートは、一三〇九年三月にセント・アンドルーズ St Andrews で彼の最初のパラメントを開いた。この時になってようやく彼はパラメントを招集できるような地位に至ったか、あるいは、人々が出席するだろう集まりを確信して招集できるようになった。この時の最重要の課題は、ロバートを使

[表1] 印璽間の役割の不明を
示す王璽の使用例

No	発給年月日
385	1309年3月16(17)日
38	1313年12月18日
55	1315年3月18日

して残存している証書であり、王璽の刻印が残っている
(No. 385)⁽²⁾。この証書は次のように述べている。

神とメルローズの聖マリア教会とその地で神に仕える
修道士たちに、そして今後余の救済と余の先任者
と後継者の魂のために仕えることになる修道士たち
に、前述の修道士たちがニコラス・グレアムと彼の
先任者から保有していたエスクデイル Estate のす
べての土地を、それに付随するすべてのものとともに、
何らの留保なしで、与え、譲与し、この余の証
書によって確認した。……(以下略)……。

この件での二通目の証書は、王璽ではなく国璽を付し
て発給されている (No. 5)。この文書で、王はマナー
Manor のバロン領を「余の寵愛する忠実なものである

アダム・マーシャルに、余のこの証書によって与え、譲
与し、確認した」。したがって、この機会においては、
国璽と王璽の両方がロバート一世に利用可能であったこ
とになる。しかし、この機会に発給された二通の文書は
両者とも狭義の譲渡証書であり、同様に財産が処置され
ており、ここで取り上げている第一の例である証書に、
国璽ではなく王璽が付されて発給された理由は明らかで
はない。つまり、同じ機会に同様の二つの処置が別々の
印璽でなされていたという事実は、国璽と王璽の二つが
明確には区別されずに使われていた可能性を示している
のである⁽³⁾。

セント・アンドルーズでの彼の最初のパラメントか
ら一三二四年までは、バノックバーンの戦いへの序章と
も言える時期であり、ロバート一世はスコットランド内
の反対勢力の除去とイングランド側に占拠される要所の
奪還に努めていた。一三二三年一月にはパース Perth を、
同六月にはマン島 Isle of Man を、一三二四年二月には
ロクスバラ Roxburgh を、同三月にはエディンバラを取
り戻した⁽⁴⁾。この奪回の過程の最中である一三二三年一二
月一八日に、王璽が不明瞭に使用されたことを示す第二
の例となる文書が発給された (No. 38)。この例は、文

面の中の文言と実際の使われ方とのあいだに不一致があったことを示している。この文書は原本として現存し、直径約二・五センチメートルの王璽の刻印が残っている。⁽⁵⁾この文面は次のように述べる。

ジョン・ドゥ・シートン John de Seton と彼の息子と彼の兄弟は、余の信頼を放棄し、そしてさらに余の忠臣フィンレイの息子ロジャー Roger son of Finlay の馬を奪ったので、カムナック Cumnock の保有地の中にある前述のジョンのすべての土地を、すべての正しいその土地の区分にしたがって前述の彼の損失の償いのために、前述のフィンレイの息子ロジャーに、余は譲与する。……(中略)……このことの証拠として、この書状に余の印璽 *sigillum nostrum* が取り付けられる。余の治世八年二月一日、エア Air において与えられる。

ここで注目すべきは「余の印璽 *sigillum nostrum*」という表現である。これは、二つの例外を除き通常は国璽のことを意味している。⁽⁶⁾二つの例外のうちの一つが今ここで扱っている例であり、この王璽の刻印を持つ文書は、文面の文言と実践との間の相違を示している。

もう一つの例外は、次に注目する王璽の使用の不明確

さを示す第三の例でもある (No. 55)。一三一四年六月パノックバーンでエドワード二世が率いるイングランド軍を破ったロバート一世は、同一一月のパーラメントで反対勢力の財産の没収を宣言した。ここで扱う文書は、翌一三一五年三月一日にクライド湾 Firth of Clyde に面するダンバートン Dumbarton で発給された文書である。これにより王ロバートは、

神と聖ケツソーグ St Kessog にガース girth と呼ばれる特権を永遠に承認した。⁽⁷⁾すなわち、ルス Luss の教会の周囲に、地上でも水上でもすべての地域からなる三マイルの空間である。ちょうどスコットランドの王国中でガースと呼ばれる何らかの特権と同様に自由に、そして平穩に。……(中略)……このことの証拠として、余は余の印璽 *sigillum nostrum* を取り付けさせた。余の治世九年三月一日ダンバートンにおいて。証人、ウォルター・ステュワート Walter Stewart、ジョン・メンティス John Menteth、ジェイムズ・ダグラス James Douglas、ロバート・キース Robert Keith、マルコム・フレミング Malcolm Fleming、そしてダンバートンの町人アランの息子アダム、他の多くの高貴で信頼できる人々とともに。

[表2] No. 55 と同時期に発給された文書

No	発給日	発給地	印璽
52, 53	3月13日	アープロウス	国璽
54	3月14日	アープロウス	国璽
55	3月18日	ダンバートン	王璽
56	3月20日	アープロウス	国璽

として、特徴的な筆跡、普通でない用語法、定型文の例外的な順序、この文書が発給された同時期に発給された文書の一連の流れの四点を挙げてゐる。つまり二点目に關しては、通常ロバート一世の文書は「*Robertus Dei gratia rex Scottorum*」という語で始まるが、この文書は「*Robertus Dei gratia rex Scottorum rex*」となつてゐる。また三点目については、この文書は日付や場所などの終末定式の後に、証人一覧が続いてゐる。これはこの時期の

前例と同様に、この文書の認証定式において「余の印璽 *sigillum nostrum*」という文言が使われている。この文書は原本として現存しているが、印璽の刻印部分が失われているため、この「余の印璽」という文言が実際にはどちらの印璽を指しているかはわからない。しかし文書集を編集したダンカン、この文書はダンバートンの町の書記によつて清書され、国璽ではなく王璽を付して発給されたと主張している。彼はその理由

王の文書形式には一般に見られない並びである。ダンカンの第四の理由を確認するために、表2に一連の文書の経過が示されている。三月一三日からの一週間で、ここで扱つてゐる No. 52 だけがダンバートンで発給されており、その他のアープロウスで発給された一連の文書の流れに明らかにそぐわない。これらのことを鑑みると、この文書は、ダンカンが主張するようにダンバートンで王璽を付して発給されたと考えるのが合理的である。したがつて、これら二つの例 (No. 38, No. 55) では、国璽が付されてゐると文書内の文言は述べてゐるものの、実際には王璽が付されていたことになる。これらの例は、印璽に關する文書内の文言と、印璽の実践との間に食い違いがあつたことを示している。

以上見てきた三例 (No. 385, No. 38, No. 55) は、印璽の使用に關して一貫した実践がなく、さらに、ある特定の目的のためにどの印璽を使用するべきか決定するための厳格な原則がなかつたことを示唆してゐる。したがつて、役割における王璽と国璽との間の境界線はあいまいであつたと結論することができる。

次に、これまで見てきたものとは対照的に、使用法に於いて二つの印璽のあいだに差異が生じてきたことを示

す例を見ていきたい。

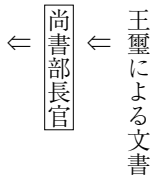
第一に、一三二〇年四月一五日にインチマホム *Inchmahome* で王璽を付して発給された文書 (No. 13) は、この時点ですでに二つの印璽を使い分けようとする意図があったことを示している。この文書で王ロバートは、王に逆らった臣民の財産や土地を、戦争で被った被害の埋め合わせとしてアープロウス大修道院に与えている。この文書は、次のように締めくくられている。

これらのことの証拠として、前述の敬虔な人々に、この余の書状が余の王璽のもとで開封して作られるように余は命じた。そして、余は余の尚書部長官に望み指示する。すなわち、この余の承認と寄進とが、同じ言葉で更新され、そして国璽 *sigillo regni* によってより確実なものとして強化されるように。一三二〇年、そして余の治世五年四月一五日、インチマホムにおいて与えられる。

この文書は「王国の印璽 *sigillo regni*」すなわち国璽⁽⁸⁾が、文書の有効性を保証する点で王璽に優っていたことを明確に示している。つまりこの一三二〇年の例は、この時点で、王璽ではなく国璽が財産などを与える目的にふさわしいと考えられたということ、そして、それぞれの役

割と序列に応じて二つの印璽を使う意図があったことを示している。注目すべきは、次に述べる尚書部長官に対する命令とは異なり、この例では王璽によって実際に財産が与えられている点である。この文書が発給された一三二〇年には印璽の使い分けの意図が定着しておらず、実践に移す制度や仕組みが未発達であったことを、この例は示している。

第二に、スコットランドでもイングランドと同様に、尚書部長官に対して文書を発給するように命令する文書の例が見られるようになる。王璽による文書が、国璽を付した文書を発給する旨の命令のために使われていたと考えられる(次の概念図を参照)。



このことは、二つの印璽に序列関係があったことを示している。すなわち、ある特定の目的のためにはどちらかの印璽が適切で、もう一方の印璽はふさわしくないと考えられていた、と想定することができる。表3はこのよ

No	発給日
109	1316年12月17日
122	1317年9月16日
242	1323年8月3日
Ra38	1324年11月8日
Ra31	1324年12月20日
292	1326年3月5日

この例よりも後に発給されている。

これに分類される文書の中で最初の例は、一三二六年の尚書部長官バーナード Bernard に対する命令である (No. 109)。彼は、ペイズリー Paisley 大修道院に対して追認証書 confirmation を尚書部から発給するように命じられた。さらに、この追認証書は、この修道院がアレクサンダー三世などからすでに手に入れていたすべての証書と追認証書に関して「適切な形で」作成されなければならない、と指示されている。

[No. 109] 神の恩寵によりスコット人の王であるロバートは、アーブロウス修道院長であり彼の尚書部長官であるバーナードに挨拶する。余は汝に次のことを命じる。すなわち、敬虔なものであるペイズリーの大修道院長と修道会に、彼らの土地と教会につ

うな印璽の序列的な関係性を示す王璽の使用例を、年代順に並べたものである。印璽の序列的な使用を示す尚書部長官への命令の例はすべて、先に見てきた王璽の使用の不明確さを示す三

いてすでに贈与者と余の前任者である王アレクサンダーから持っていたすべての彼らの証書と追認証書について、余のチャペル (尚書部) から適切な形で *in debita forma* 作られた追認証書をもたらしめるように。前述の証書と追認証書が、とても明らかにその中で述べ、そして承認されていると同様に。余の治世一一年一月一七日、クラックマナン Clackmannan において与えられる。

これ以降に発給された文書の例も同じような主旨を持ったものである。第二の例は、メルローズ大修道院が保持するエスクデイルの特権についてのものである (No. 122)。また、一三三三年には、スクーン大修道院が保持する文書を調べ、その結果に応じて証書を更新する権限を与える命令が発せられた (No. 242)。同様の主旨の命令が登録簿にも記載されており、ひとつはジェイムズ・ダグラスに証書を発給する旨の (Ra38)、もうひとつはトマス・ランドルフ Thomas Randolph に対して証書を発給する旨の命令である (Ra31)。これら登録された二つの命令は、発給するべき証書の見本の文言を命令内に載せている。例えばランドルフの証書に関する命令は、次のように始まっている。

【Pa31】神の恩寵によりスコット人の王であるロバートが、アープロウス大修道院長であり彼の尚書部長官であるバーナードに挨拶する。余は汝に命じる。すなわち、汝は余の寵愛する甥であり、マリ伯、ナンデイルの領主であるトマス・ランドルフに對して、マリ伯領と付随物に関する証書を、以下の文言で作成し、更新しなければならぬ。すなわち、神の恩寵によりスコット人の王であるロバートが……（以下略）⁽¹¹⁾

という具合に見本となる文書が続いている。これらの命令について注意すべきことは、命令内に印璽に関する直接の言及がない点である。No. 109 の例では「適切な形で *in debita forma*」という文言が使われており、それが「国璽を付した尚書部の適切な形式で」を示唆していると考えられることは可能であるが、実際に印璽間に序列があったことは明示されていない。ここで、序列を考えるために、尚書部長官に対する命令のうち別の二つの例を見てみよう。

【Pa38】ロバートが……スコットランドの彼の尚書部長官であるアープロウスの大修道院長バーナードに挨拶する。余は汝に命令し、そして指示する。す

スコットランド王ロバート一世の王権と印璽（下）

なわち、余の敬愛し忠実なるものであるダグラスの領主ジェイムズに、一通の証書が、以下の言葉で余の国璽のもとで *sub magno sigillo nostro* 発せられるように汝がとりなすように。すなわち……（以下略）……。

【No. 292】神の恩寵によりスコット人の王であるロバートが、アープロウス大修道院長であり、スコットランドの彼の尚書部長官であるバーナードに挨拶する。騎士デイヴィッド・グレアム「父子の」父に余の証書が余の国璽のもとで適切な形式で *sub magno sigillo nostro in debita forma* 渡されるように汝が果たすように、余は汝に命じる。それは、フォーファアのシェリフ管区下のオールド・モントウローズ Old Montrose のすべての土地についてであり、続いて彼が余から得る王璽のもとでの証書の文面に従わなければならない。その結果、半ダヴァク⁽¹²⁾の土地の程度にふさわしいスコットランド奉仕 *Scottish service* を彼は果たすことになる。余の治世二〇年三月五日、スクーンにおいて与えられる。⁽¹³⁾

これらの例は「国璽のもとで *sub magno sigillo nostro*」証書を発給するように明示しており、王璽と国璽の間に

[表4] 蠟の色と書記(No. 375、No. 376、No. 377、No. 379)

No	日付	発給地	印璽	蠟の色	書記
375	1329年4月14日	ダンディー	国璽	黄	書記C
376, 377	1329年5月3日	カードウロス	王璽	赤	書記C
379	1329年5月11日	カードウロス	国璽	黄	書記C

明確な序列があったことを確認できる。そのため、尚書部長官に宛てた文書発給のための命令は、印璽についての言明がないものであっても、あるいは「適切な形式で」と指示するのみであっても、国璽によって発給することを前提とした王璽による命令文書であると考えても良いだろう。

このように、ここで見てきた尚書部長官への命令の例が示していることは、追認証書や譲渡証書、あるいはそれらを更新するための権限を与える文書を王璽のもとで発給することは不適切であると判断され、これらのような文書を国璽のもとで発給させるために尚書部長官に対して命令するために王璽文書が用いられたことである。つまり、国璽と王璽は、それぞれの固有の機能を帯びていたということである。

二つの印璽の区別を理解するために注目したい第三の例は、ロバート一世が死亡する一三二九年に発給された一連の文書である。これらは原本として残存し、二通(No. 376、No. 377)は王璽を付してカードウロスで発給され、その前後に別の二通が国璽を付してダンディーDundeeにて発給された(No. 375、No. 379)。二つの異なった印璽が付されているにもかかわらず、これらの四文書はすべて同一の「書記C」によって清書された。さらに、印璽の刻印が文書に残っており、国璽の刻印は蠟そのものの色である黄色の、王璽の刻印は赤で着色された蠟が刻印として残っている⁽¹⁵⁾。これらの情報をまとめたのが表4である。これらの情報によると、書記Cはダンディーからカードウロスまでの距離(約一四〇キロメートル)を五月三日までの三週間弱で移動したことになる。この時、尚書部長官と国璽とともに移動したと考えるのが合理的である⁽¹⁶⁾。そうであるなら、五月三日の時点で、国璽と王璽の両者がカードウロスに存在したことになる。書記Cとその他の関係者は二通の書状(No. 376、No. 377)を作成するために意図的に王璽と赤い蠟を使用したということになる。その理由は何であろうか。

これらの文書を考察していくと、用途に応じて印璽が

使い分けられていたと考えることができる。王璽を付して發給された二通の書状は外交を目的としたものである。ロバート一世はイングランド王エドワード三世に對して、アーブロウス大修道院 (No. 376) とスコットランド人商人 (No. 377) を良きにはからうように要望した。

[No. 376] 健康と繁栄が続くことを願いつつ。かつてあなたへの余の書状で、同盟者として、そして敬愛する友として、信頼して余は嘆願した。すなわち、敬虔な人々であるアーブロウスの大修道院長と修道会が自身の特定の利用のために戦争以前に保有していたダラム司教区のホールトウィッスル *Halwitsch* の教会が、その彼らに復歸されるようにあなたがとりはからつてくれるように。そしてあなたは、余に宛てられたあなたの書状によって、これについてロンドンで最終的な返事を与える日を、去るイースターの三週間後に設定していた。それゆえ、素晴らしきあなたに真摯な愛によって、次のことを余は嘆願する。すなわち、その名譽のために、余のスコットランドの王の先任者は前述のアーブロウスの修道院を建立し、同修道院に前述のホールトウィッスル教会を、敬虔な心によって贈っていた、カンタベリ

の聖トマスの崇敬について熟慮し、そしてまた育まれた真摯な愛のために、あなたの王国の修道士たちに、そして他の教会の人々に、彼らの聖職祿が復歸するように余はなしたし、なすように、毎日このようにあなたの決定によりあなたが定めるように取り計らうように。すなわち、あなたによる償いとして、譽れ高きあなたの父の推薦によって同教会を占有している他のところからのあなたの聖職者から、同教会が前述の修道士たちに復歸されるようになすことを、慈悲深く、かたじけなくもあなたがしてくださいるように。五月三日、カードウロスにおいて与えられる。

[No. 377] 健康と繁栄が続くことを願いつつ。余のところに来ていた余の王国のある商人の供述によつて、余は次のことを理解した。悪税 *maltoil* と呼ばれるあなたの関税の徴収者たちが、あなたの王国のそれぞれの港を通じて、余の王国の前述の商人たちを、普通でない関税と不正な取り立てによつて悩ませているということ。このことについての王国中の慣習的な過程にさからつて、彼らが海や陸を経由し前述の港へと来たり、上陸したりする時に、彼

らの商品の一ポンドごとに三ペンスを、入港税あるいは出港税として彼らから要求しそして取り上げることで。このことについて、素晴らしきあなたに嘆願することを余は決めた。すなわち、余の側から提出されることになる彼らのある陳情を聞き、余の王国の前述の商人たちが前述されたことにかんじて以下のように扱われるようにあなたが命じるように。

つまり、余の港へと集うあなたの王国の商人が、余と余の人々から好意を受けられるのと同様に、そして扱われるようにあなたが欲するのと同様に。そして余にこれらのことについて素晴らしきあなたがなすべきことを決定するという返事をすることをあなたが欲するように。五月三日、カードウロスにおいて与えられる。

この時までには、イングランドの尚書部は外交分野での活発な役割をすでに終えていた。尚書部と尚書部長官は部局化し、王の「秘書官」としての機能を果たさなくなるにつれて、国璽は国内の行政においてと同様に外交でも王個人の意思を表すのをやめていった。代わりに、より個人的な印璽である王璽（さらのちには御璽）が、より非公式な外交の文書を作成するのに使われるようになる

っていった。⁽¹⁷⁾ スコットランドでも同様に、尚書部が外交的私信を作成しなくなり、より正式な条約のようなものだけが尚書部から国璽を伴って発給されるようになったようである。⁽¹⁸⁾ それゆえ、いま注目している例である外交的私信 (No. 376、No. 377) のために、作成者は王璽の刻印を赤色の蠟で書状に付すことが適切であると判断したと考えられる。⁽¹⁹⁾

これに対して、その前後に国璽を付して発給された文書はスコットランド内の人々に対して権利や財産を与えたり、認めたりするものである。それらは、ラルフ・ドゥ・ダンディー Ralph de Dundee とその息子ジョンに対する追認証書 (No. 375) とメルローズ大修道院に対しての開封書状である (No. 379)。後者の文書で王は「敬虔な人々であるメルローズの大修道院長と修道士、彼らの土地、彼らの人々、彼らのすべての所有物、そして動産も不動産も聖界のものも世俗のものもすべての彼らの財産を、王の保護下へと正しく置いた *sub firma pace et protectione nostra juste succipisse*」。このように、この時点では、外交上の通信を目的とした文書と、内政を治めるための文書で、二つの印璽が一貫した意図で使い分けられていたと考えられる。また、これらの例はその当

時の文書作成組織のあり方をも示している。書記は区別されていない一方で、他方では、王璽と赤色の蠟は、国璽と黄色の蠟から明らかに区別されている。この例は、このとき王璽は独自の書記を有した独立した組織を持つていなかったが、作成している文書にどちらの印璽でどの色の蠟を使うのが適切であると理解している関係者が、印璽を保持した文書作成に携わる部門にいたということになる。²⁰⁾

以上で見えてきたことから、印璽の使用に傾向があることは明らかである。印璽間の役割が不明で、王璽があまりにまいに使われていたことを示す例は、治世の比較的早い時期に現れ、対して、王璽が固有の使用範囲を持っていたことを示す例は一三一六年以降に見られた。²¹⁾したがって、ロバート一世の治下に王璽の使用が進むにつれて、両印璽がそれぞれ特定の目的のために使われるようになっていったと結論することができる。

王璽の役割

それでは、このように両印璽が持つようになったそれぞれ固有の役割とは何であろうか。すでに見たように、追認証書や譲渡証書、それらを更新する権限を証明する

文書や、その他財産を与える文書などは国璽によって発給されるべきであり、王璽によって発給されるのは不適切と考えられるようになった(No. 13、No. 109など)。加えて、治世の早い時期に見られたような、財産や権利を授与や確認する王璽文書は、その文面や実践において曖昧さを示していた(No. 385、No. 38、No. 55)。対照的に、これらのような文書を発給する旨の尚書部長官に対する命令や、外交的私信は王璽によって発給されるのが適切とみなされていた(No. 109、No. 376、No. 377など)。つまり、王璽の適切な使用法は、財産や権利を与えることではなく、王の役人に何かを命じたり、外交的私信を発給したりすることであったと想定することができる。これを確かめるために、以下で王璽の使われ方に注目していきたい。

まず、何らかの財産や権利を授与するために使われた王璽文書を見ていきたい。²²⁾これに分類される文書の数は一四である。受益者は、メルローズ大修道院(No. 385)、アープロウス大修道院(No. 13)、スクーン大修道院(No. 16、No. 89)、フィンレイの息子ロジャー(No. 38)、ルス教会(No. 55)、ポルマディー慈善施設 hospital of Poldadie(No. 93)、ヘンリー・ドゥ・シンクレア Henry

[表5] 財産や権利の譲渡や確認を目的とした王璽文書

No	発給日
385	1309年3月16日
13	1310年4月15日
16	1312年3月12日
38	1313年12月18日
55	1315年3月18日
89	1316年3月22日
93	1316年5月28日
114	1317年6月3日
134	1318年2月26日
144	1319年1月29日
148	1319年3月26日
173	1321年2月2日
266	1325年2月14日
293	1326年3月5日

de St. Clair (No. 114)、『インチャフレイ大修道院 Incheaf-fray (No. 134)』、『ジョン・デル・グレン John del Glen (No. 144)』、『アレクサンダー・ドゥ・シートン Alexander de Seton (No. 148)』、『パースのドミニコ修道会 (No. 173)』、『ソウトウラの慈善施設 hospital of Soutra (No. 266)』、『レイヴィッド・ドゥ・グレアム David de Graham the father (No. 293)』である。²⁴⁾ これら一四通の文書は表5に一覧にされている。この表は、治世が進むに連れて王璽文書が授与のために使われなくなっている様子を示している。一三一九年まではこの目的のために王璽が頻繁に使われていたが、一三二〇年台にそのために使われた例は明らかに少なくなっている。したがって、時が経

つにつれて、王璽による授与が例外になっていったと言ふことができる。一見、この全体的な傾向にそぐわないと思われる例がある。治世の後半である一三二五年 (No. 266) と一三二六年 (No. 293) に、この目的のために王璽文書が使われているのである。しかし、以下でこれらの二文書を詳細に観察することで、これらが全体的な傾向に反する決定的な証拠とはならないことがわかるであろう。

まず、一三二五年二月にベリック Berwick upon Tweed で発給された前者の文書は、偽造であることが疑われる (No. 266)。タンカンも偽造を疑っているが、²⁵⁾ここでは文書形式に注目してさらにその主張を押し進めたい。この文書は検査証書 inspection のような形式をしているが、その形式の文書に普通使われる「検査した *inspexisse*」という動詞が使われていない。²⁶⁾ この文書は以下のように始まり、終わっている。

神の恩寵によりスコット人の王であるロバートが、この書状を受け取ることになるすべての人々に挨拶する。以下のことを知れ。すなわち、神の恩寵によりスコットランドの国王陛下であり、余の先任者であるウィリアムとアレクサンダーの「名で発給され

た」ある証書が、ソウトウラの聖三位一体の慈善施設の長と信徒のために、以下の言葉で続くいかなる部分も取り消されないように *non abolitas non cancellatas* 余がなしたことを。すなわち……(以下、引用文：……。前述の証拠として、これらの証書のこの写しに余は王璽を付した。ペリックにおいて、余の治世一九年二月一四日。

このように、この文書は、ロバート一世がソウトウラの慈善施設の証書を取り消されないために何らかをしたことを示す。その際、この文書は、通常の検査証書のように、検査されるべき過去に発給された三つの文書の文言を逐語的に引用している。そのうち一通はウイリアム一世、二通がアレクサンダー三世によつてもともと発給されたものである。⁽²⁷⁾これらの文書はすべて原本としては現存せず、一四世紀後半に編纂されたソウトウラのカーチユラリーの中に複写として存在している。⁽²⁸⁾

三つのうち最初に引用されている文書 (No. 266a = RRS2, No. 400) の形式に注目する。ウイリアム一世の時代は文書の形式が変化する途上であり、形式の特徴や差異に注目することにより、のちの文書よりも多くの情報を与えてくれる。⁽²⁹⁾この文書の全文は次のようになって

いる。

神の恩寵によりスコット人の王ウイリアムが、司教たち、大修道院長たち、伯たち、バロンたち、司法長官たち、州長官たち、市長 *provost* たち、臣たち、そして彼のすべての地のすべての良き人々たちに、聖職者にも俗人にも、挨拶する。神とソウトウラの聖三位一体の慈善施設に、余の地における世俗のすべての物と所有物において、彼らに合理的に与えられた土地と人々と施しのすべての寄進を、余が与え、譲与し、この余の証書によつて確認したことを、現在のものたちも将来のものたちも知らなければならぬ。それゆえ余は以下のことを欲し、厳命する。すなわち、前述の慈善施設と、そこで神に仕えている修道士らが、彼らのすべての所有物と施しを持ち保有することを。……(中略)……。それゆえ、余は次のことを欲し、厳命する。すなわち、先述の修道士らが、すべての既述のことを、自由で永続的な施しとして、神の慈愛のために、そして余の祖父である王デイヴィッドと余の兄である王マルカムの御魂のために、そして余の父である伯ヘンリーと余のすべての先任者と相続人たちの御魂のために、持ち、

保有することを。証人、余の尚書部長官ヒュー、余の書記 Clerk であるロバート、余の司祭であるランドルフとウォルター、司法長官ローランド、司法長官ウォルター・ドウ・リンゼイ、ウイリアム・ドウ・サマーヴェイル、トマス・ドウ・コルヴェル、ジョン・マーシャル。八月五日、ハディントンにて与えられる *Dat' quinto die Augusti apud Hadynstona*。

ここで重要なのは、終末定式に使われている「与えられる *Dat'* すなわち *'Datum'*」という語である⁽³⁰⁾。この文書はもともとウイリアム一世の治世に、おそらく一一九五年から一一九九年までに発給されたことになっている。しかし、実際には *'Datum'* という用語は一二七〇年台以前にはほとんど、あるいはまったく使われていなかった⁽³¹⁾。ウイリアム一世の名で発給されたすべての文書のうち三通においてのみその用語が使われており、今検討している文書はそのうちの一つである。まずは他の二通で *'Datum'* が使われた理由を考察していきたい。

ウイリアム一世の文書集を編集した G・パロウはこの二通に言及しており、一方 (No. 193) については彼は偽造であると認めている⁽³²⁾。もう一方 (No. 434) については、その文書を書いた書記はウイリアム・ドウ・ボス

コ William de Boscho (あるいは de Boise) という人物で、彼がスコットランド王の文書に発給日を書き入れる最も早い例の一つ (RPS2, No. 375) も書いた人物であり、彼が日付挿入の実践を導入した人物であろう、とパロウは推察している⁽³⁴⁾。このパロウによる説明を考慮すると、No. 434 で例外的に *'Datum'* が使われたのにふさわしい理由があるように思われる。この文書では、「尚書部長官フロレンス Florence の時に、主の受肉から数えて一二〇三年に、ウイリアム・ドウ・ボスコの手によって与えられる *Datum per manum Willelmi de Boscho tempore Florentii Cancellarii anno ab incarnatione Domini m. ccij*」という例外的な終末定式が、通常の「*オーファー Forfar*」において一月四日 *Apud Forfar iij die Novebris*」という定式に付け加えられている⁽³⁵⁾。この文書が発給された当時、尚書部長官であるフロレンスはスコットランドを留守にしていた。なぜならば、彼の兄であるオランダ Holland 伯が亡くなったからである⁽³⁶⁾。このことを考えると、例外的な *'Datum'* で始まる項が付け加えられたのは、発給日を挿入するなどの文書作成の新しい実践によく馴染んでいたウイリアム・ドウ・ボスコが、尚書部長官の代理として国璽を管理しており、

その代理である彼によってこの文書が与えられたという事実を強調するために、意図的に 'Datum' という語を使用したためと考えられる。

以上のことを鑑みると、ウィリアム一世の文書で 'Datum' が明確な理由もなく使用されているものは偽造であるとみなすのが妥当であろう。いま注目している検査証書の最初の引用文書 (RPS2 の No. 400 = RPS5 の No. 266a) に 'Datum' が使われる必要性は明らかではない。

そのため、この引用文書は偽造されたものであると考えられる。引用されている文書の偽造は、引用している側の文書の偽造に結びつく。一四世紀後半にソウトウラのカーチュラーリを作成した人物が、その時にはより一般的であった 'Datum' の項を使って、その文書の写しを偽造してしまった可能性が高い。それゆえ、変則的な認定式を持ち、「検査した *inspectisse*」という動詞が使われていないことを加えて考慮すると、ロバート一世の名で発給されたとされる No. 266 は偽造であると結論づけるのが合理的である⁽³⁸⁾。

治世後期に王璽が授与のために用いられることはなくなったという全般的な傾向にそぐわない第二の例 (No. 293) に戻ろう。一三二六年三月五日にストーンで王璽

により発給されたこの文書によってロバート一世は、デイヴィッド・グレアムに三マルク *merk* の土地などを与えた⁽³⁹⁾。一見すると普通の譲渡証書のようにであるが、他の二通の文書 (No. 292 と No. 294) と同時に考察することで、この文書の別の側面が浮かび上がってくる。これらの文書の文面は以下の通りである (No. 292 は上記一四一頁参照)。

[No. 293] 神の恩寵によりスコット人の王ロバートが、彼のすべての地のすべての良きものたちに挨拶する。余の親愛なる忠実なものである騎士デイヴィッド・グレアム「父子の」父に、彼の臣従礼と奉仕のゆえに、余が授与し承認し、そしてこの余の証書によって確認したことを、汝らは知らなければならぬ。すなわち、余が彼から所有している、キャリック伯管区のもの、サッコス *Succoth* の土地と、レノックス伯管区のもの、インチケイロック *Inchcaillioch* とインチファド *Inchfad* の島の土地と交換で、一方では東側はアレクサンダー・ドゥ・アラデース *Alexander de Alindess* の土地と、他方で西側はヒュー・フレミング *Hugh Fleming* の土地の間にある三マルクの土地を。チャールトン *Charleton* の土地

から余に課され与えられる年二〇シリングとともに、前述の土地とキンナバー Kinaber のセイン領の所有権と保有権とともに、そして、フォーファーのシエリフ管区のもとのそのセイン領から余に課される年七マルクとともに、すべての適切なそれらの境界と区分によって。「それらを」同デイヴィッドと彼の相続人、あるいは彼らの代理人は、余と余の相続人から、自由なバロン領として、保有し所有することになる。……(中略)……。ノースエスク Northesk の漁場と、前述の漁場の余の漁師たちの網の引き込みと乾燥のための慣習的な場所は、余と余の相続人に留保される。それゆえ、前述のデイヴィッドと彼の相続人は、あるいは彼らの代理人は、余と余の相続人に、余の軍隊での一弓手の奉公を、そしてフォーファーの余の法廷のため一訴訟を、大天使聖マイケルの祝日の直後に毎年そこで開かれる大罪の弁論のためになさなければならぬ。これらのことの証拠として、この余の証書に余の王璽を付けさせる *In cuius rei testimonium presente carte nostre sigillum nostrum priuatum fecimus apponi*。証人、キリストにおいて尊敬すべき父たち、ウイリアムとモーリス、

神の恩寵によりダンケルト Dunheld とダンブレインの教会の司教、ロバートとジョン、ダンファームリンとクーパーの大修道院長たち、ロバート・ブルース、ヘンリー・シンクレア、アレクサンダー・シートン父、デイヴィッド・バークレイ、ニコラス・ヘイ、余の王室のコンスタブル、諸騎士、その他。スクーンにおいて、余の治世二〇年三月五日。[No. 394] 神の恩寵によりスコット人の王ロバートが、彼のすべての地のすべての良きものたちに挨拶する。余の親愛なる忠実な騎士デイヴィッド・グレアム「父子の」父に、彼の臣従礼と奉仕のゆえに、余が授与し認め、そしてこの余の証書によって確認したことを、汝らは知らなければならない。すなわち、余が彼から所有しているカードウロスの土地と交換に、オールド・モントウロズのすべての土地を、フォーファーのシエリフ管区のもとにある付属物とともに、すべての適切な境界とその区分によって。「それらを」同デイヴィッドと彼の相続人、あるいは彼の代理人たちは、余と余の相続人から、保有し所有することになる、封と相続財産として、自由に静かに十分にそして尊敬を持って、木々と平地

において、草地と牧草地において、池と水車小屋と粉ひき使用料において、漁場と醸造所において、猟において、そしてすべての他の便宜と諸特権と地役権とともに、前述の土地に付随する、あるいは将来付随することができる、列挙されていないものも列挙されたものも。それゆえ、前述のデイヴィッドと彼の相続人たち、あるいは代理人たちは、余と余の相続人たちに、土地の半ダヴァクに付随するスコットランド奉仕をなすことになる。これらのことの証拠として、この余の証書に余の印璽を付けさせる *In cuius rei testimonium presenti carte nostre sigillum nostrum fecimus apponi*。証人、キリストにおいて尊敬すべき父たち、ウイリアムとモーリス、神の恩寵によりダンケルドとダンブレインの教会の司教たち、ロバートとジョン、ダンファームリンとクーパーの大修道院長たち、ロバート・ブルース、ヘンリー・シンクレア、アレクサンダー・シートン父、デイヴィッド・パークレイ、ニコラス・ヘイ、余の王室のコンスタブル、諸騎士、その他。スクーンにおいて、余の治世二〇年三月五日。

No. 292 は No. 293 と同様に王璽を付して発給された文

スコットランド王ロバート一世の王権と印璽 (下)

書であり、さらに同じ日に発給されている。この文書によって王は、オールド・モントウローズの土地についての証書を国璽によって適切な形式でデイヴィッド・グレアムに発給するように尚書部長官に命じている。さらに「余の王璽を付して余から得ることになる証書の文面にしたがって」という条件が付け加えられている。

ここで言及されている王璽による証書が No. 293 であると考えたいところだが、No. 292 (オールド・モントウローズ) と No. 293 (三マルクの土地など) ではそれぞれ別の対象物を扱っている。ここで No. 294 を見ると、これもまた No. 292 と No. 293 と同じ日に発給されているが、国璽 *sigillum nostrum* を付されている。No. 294 で王はオールド・モントウローズの土地をグレアムに与えている。⁽⁴⁰⁾つまり、No. 294 が No. 292 の命令の結果発給された証書であり、これら二つの文書が一つの文書発給過程を構成しているということがわかる。この過程は No. 294 に文面の見本を提供すべき王璽による証書を欠いているが、先ほど見たように三マルクの土地などを扱う No. 293 はそれにはあたらなない。では No. 293 は何であろうか。

その答えは、何らかの形で現存している No. 292、No.

[表6] 三文書(No. 292、No. 293、No. 294)で表される二過程

対象物	王璽文書	国璽文書
オールド・モントゥローズ 3 マルクの土地など	No. 292, 'A' 'B', No. 293	No. 294 'C'

293、No. 294 の三通の文書が、二つの別々の証書発給過程を表しているということである(表6参照)。ひとつはオールド・モントゥローズの土地に関するもので、もうひとつは三マルクの土地などを扱ったものである。「オールド・モントゥローズ過程」では、No. 292 による命令と、王璽によって

発給された「失われた証書A」による文面の見本にしたがって、王のチャペルから国璽を付して証書(No. 294)が発給された。それに対して「三マークの土地過程」では、「失われた命令B」と見本の文面の王璽証書No. 293 とにしたがって、国璽を付し

た「失われた証書C」が発給された。したがって、ここまで述べてきたことを考慮すると、王璽の使用法の全体的傾向に逆らっているように見えたNo. 293 は、実際にはそれ自体で授与することを目的した文書ではなく、一連の発給過程の一部を形成し、見本となるべき文言を提供するための文書だったのである。⁽⁴¹⁾

それゆえ、ロバート一世の治世の後半に王璽が授与に使われなくなるといふ全般的傾向に、一見したところ逆らって見えたこれらの三文書(No. 296、No. 293)は、その傾向を覆すほどの決定的な証拠とはなりえない。これらの例は、既述の「王璽の適切な使用法は、財産や権利を与えることではなく、王の役人に何かを命じたり、外交的私信を発給したりすることであった」という仮説を支持している。

この仮説は、王璽文書の形式の側面である宛先に注目することでさらに強固に確認することができる。宛先は、文書が持っている役割を見極める上で重要な要素のうちの一つである。「彼のすべての地のすべての良き人々に *omnibus probis hominibus totius terre sue*」というような「全般的宛先 *general address*」は、⁽⁴²⁾ たいていはその文書が授与を目的としたものであることを示している。対照的に、個人やある特定の地域の特定の集団に宛てられる「特定の宛先 *particular address*」は、⁽⁴³⁾ 普通その文書が命令であることを示している。表7は王璽文書の宛先(全般的宛先/特定の宛先)を年代順に並べたものである。この表は、王璽文書の宛先に治世の間で変化があったことを示している。一三二一年(No. 181)

[表7] 王璽文書の宛先

No	発給年月日	全般的宛先／特定の宛先
385	1309年3月16日	全般的宛先
13	1310年4月15日	全般的宛先
14	1310年12月3日	特定の宛先
16	1312年3月12日	全般的宛先
38	1313年12月18日	全般的宛先
40	1314年9月5日	特定の宛先
44	1314年11月16日	特定の宛先
50	1315年2月25日	特定の宛先
55	1315年3月18日	全般的宛先
89	1316年3月22日	全般的宛先
93	1316年5月28日	全般的宛先
108	1316年11月21日	特定の宛先
109	1316年12月17日	特定の宛先
114	1317年6月3日	全般的宛先
117	1317年6月19日	特定の宛先
122	1317年9月16日	特定の宛先
125	1317年9月17日	全般的宛先
134	1318年2月26日	全般的宛先
138	1318年7月27日	特定の宛先
144	1319年1月29日	全般的宛先
148	1319年3月26日	全般的宛先
173	1321年2月2日	全般的宛先
181	1321年4月12日	特定の宛先
195	1321年8月4日	特定の宛先
222	1323年3月21日	特定の宛先
241	1323年8月2日	特定の宛先
242	1323年8月3日	特定の宛先
Ra38	1324年11月8日	特定の宛先
Ra31	1324年12月20日	特定の宛先
266	1325年2月14日	全般的宛先
271	1325年4月1日	特定の宛先
283	1325年11月1日	特定の宛先
284	1325年12月14日	特定の宛先
292	1326年3月5日	特定の宛先
293	1326年3月5日	全般的宛先
297	1326年3月26日	特定の宛先
304	1326年8月4日	特定の宛先
305	1326年8月5日	特定の宛先
306	1326年8月6日	特定の宛先
307	1326年8月6日	特定の宛先
311	1326年11月29日	特定の宛先
323	1327年8月14日	特定の宛先
355	1328年8月13日	特定の宛先

を境として、全般的宛先から特定の宛先へと変わっていった。このことは、王璽文書の使用法が授与から命令へと変化したことを示唆している。確かに治世後半にも全般的宛先を持った文書が二通 (No. 266、No. 293) 見られるが、上で見たようにそれらは仮説を覆すほどの決定的な証拠とはならない。それゆえ、王璽文書による授与のための使われ方は適切ではなく、使用法が明確化した

あとの王璽は、命令文書のような特定の宛先を持つ文書へ使われることがふさわしいとみなされるようになっていった。次に、王璽の使用が適切であるとみなされるようになった役割である、王の役人に対する命令について見てきたい。スコットランド法制上「令状 Brieve」と呼ばれるそのような命令文書は、イングランドの行政や司法に

* 五通 (No. 21、No. 322、No. 326、No. 376、No. 377) は宛先を持たない。

おける「令状 writ」に対応するものである。⁽⁴⁴⁾ そのような令状を發給するために、ロバート一世は王璽を用いた。令状は多様な王の役人に宛てられた（表 8 参照）。尚書部長官⁽⁴⁵⁾や、侍従長 chamberlain、州長官 sheriff、森林係 forester、様々な役人の集団などに宛てられた。

「侍従長に対する令状の例：No. 283」神の恩寵によりスコット人の王ロバートが、スコットランドの彼の侍従長に挨拶する。敬虔な人々ドライブラ Dyrbyburgh の大修道院長と参事会員たちが、二〇スターリングのシリングを、彼らの教会の明かりのために、ロクスバラの余の町の地代から年金を受け取ること常としており、それは、誉れ高き余の先任の国王陛下ウイリアムの証書によって、前述の敬虔なものたちが余に十分に示したようである、ということ余は理解した。それゆえ、余は汝らに命令する。すなわち、前述の二〇シリングを毎年ロクスバラの前述の地代から、つまり、冬の聖マルティヌスの祝日に、そしてペンテコステの祝日に、前述の敬虔な人たちに届けさせよ。前述の地代が誰の手にもたらされることになったとしても。そして、それを汝らの会計報告において割り当てよ。余の治世二〇年一

一月一日、メルローズにおいて与えられる。⁽⁴⁶⁾

「州長官に対する令状の例：No. 297」神の恩寵によりスコット人の王ロバートが、パースの彼の州長官と代官 bailiff たちに挨拶をする。汝らの代官の管区内にあるブレア Blair の湖が、余のスクーンへの訪問の際の余自身の必要のために保護されることを余は欲するので、余は命令する。すなわち、前述の湖を汝らが保護させ、誰も中であえて魚釣りをしないように。ただし、敬虔な人々であるスクーンの大修道院長と修道会の特別の利用のためなら、この限りではない。余の治世二十一年三月二六日、クラックマナンにおいて与えられる。⁽⁴⁷⁾

「森林係に対する令状の例：No. 306」神の恩寵によりスコット人の王ロバートが、騎士ヒュー・ドゥ・アース Hugh de Erth、そして時宜においてクルニ Clunie の別の彼の森林係であるものたちに挨拶する。敬虔な人々クーパーの大修道院長と修道会に余は慈悲深く次のことを許可した。すなわち、彼らが、アードゥル Ardlie 川を越えたところにあるキアリー Cally の彼らの水車のための一つの池と水路を、必要があるだろうことに自由に建て維持し、そして

[表8] 王璽による令状

No	発給年月日	宛先
14	1310年12月3日	アーブロウス大修道院
44	1314年11月16日	セント・アンドルーズ司教
50	1315年2月25日	侍従長
108	1316年11月21日	ジェッドバラ Jedburgh の 城守 constable
109	1316年12月17日	尚書部長官
117	1317年6月19日	侍従長
122	1317年9月16日	尚書部長官
125	1317年9月17日	王の諸役人
138	1318年7月27日	侍従長
181	1321年4月12日	グラスゴウの教会
241	1323年8月2日	尚書部長官
242	1323年8月3日	尚書部長官
Ra38	1324年11月8日	尚書部長官
Ra31	1324年12月20日	尚書部長官
271	1325年4月1日	侍従長とキンロス Kinross の州長官
283	1325年11月1日	侍従長
284	1325年12月14日	フォーファーの州長官
292	1326年3月5日	尚書部長官
297	1326年3月26日	パースの州長官
304	1326年8月4日	侍従長
305	1326年8月5日	王の諸役人
306	1326年8月6日	クルニーの森林係
307	1326年8月6日	王の諸役人
311	1326年11月29日	パースの州長官
323	1327年8月14日	侍従長
355	1328年8月13日	侍従長

平穩に所有する権利を。それゆえ、余は汝らに命ずる。すなわち、彼ら敬虔なものたちを、あるいは、彼らの人々から保有されるものを、この余の承認に逆らつて、乱したり、妨害したり、困らせたりすることを汝らが決してしないように。余の治世二十一年八月六日、ストラサードゥル Strathardle のダルダル Dalreadal において与えられる。⁽⁴⁸⁾

「様々な王の役人に対する命令：No. 305」神の恩寵によりスコット人の王ロバートが、この書状を受け取ることになる司法長官たち、州長官たち、市長たち、そして彼らの代官たちに挨拶する。余は汝らに命ずる。すなわち、敬虔な人々スクーンの大修道院長と修道会が、余が彼らに認めた諸特権を享受することを、余の国璽のもとで発給され彼らが所有して

いる書状に従つて汝らが許可するように。まさにアーブロウスとダンファームリンの敬虔なる人々である修道院長と修道会が彼らの諸特権について享受しているように、自由に、そして平穩に。その結果、汝らの不履行ゆえに、それについてのさらなる正当な不平を余が聞くことのないようにせよ。余の治世二十一年八月五日、エイリス Aylth において与えられる。⁽⁴⁹⁾

[表9] 「司法令状」と分類される文書

No	発給年月日	印璽
12	1309年 3月 5日	国璽
15	1311年 6月 19日	国璽
71	1315年 8月 19日	国璽
73	1315年 9月 20日	国璽
89	1316年 3月 22日	王璽
108	1316年 11月 21日	王璽
121	1317年 7月 28日	国璽
219	1323年 1月 14日	国璽
241	1323年 8月 2日	王璽
242	1323年 8月 3日	王璽
271	1325年 4月 1日	王璽
280	1325年 8月 3日	国璽
283	1325年 11月 1日	王璽
297	1326年 3月 26日	王璽
304	1326年 8月 4日	王璽
306	1326年 8月 6日	王璽
355	1328年 8月 13日	王璽

このような令状が王璽によって発給された。ここで特に司法のために発給された令状に注目すると、興味深い傾向が見えてくる。ただしここで注意しなければならぬのは、令状と狭義の証書とを厳密に区別することは難しい作業であるが、行政目的の令状から司法目的の令状を区別することはそれに劣らず難しいことである⁽⁵¹⁾。G・バロウは、行政的令状と司法的令状を区別することは「少なくとも作為的にならざるをない」と指摘している⁽⁵²⁾。同様にクーパー卿 Lord Cooper of Culross は、「十三世紀後半に作成された式文集の雑多な構成は」その時には政府の行政的機能と司法的機能の境界があいまいだっ

たことを思い起こさせる」と述べている⁽⁵³⁾。それに対して、王アレクサンダー三世の文書集の編集者は、定型文言集を編纂したものは令状を分類する意図を持っていた、と述べている⁽⁵⁴⁾。いずれにせよ、スコットランドの司法令状はイングランドの令状を追うようにして発展した。令状にもとづいたスコットランドの司法制度は、イングリランドとの戦争に妨げられたと従来は考えられてきたが、近年は一四・一五世紀に絶頂期を迎えたと考えられている。令状制度の基盤を成した令状の登録簿は、一三世紀後半から徐々に成長した⁽⁵⁵⁾。そのようなスコットランドにおいて司法手続きを始めるために、原告は権利令状 *Brieve of Right* や相続不動産専有回復令状 *Brieve of mortancestor* のような訴訟開始令状 *pleadable brieve* を手に入れなければならなかった⁽⁵⁶⁾。ダンカン は、ロバート一世の発給文書のうち一七通を「司法令状」として分類している⁽⁵⁷⁾。表9は、その一七通の「司法令状」がどの印璽によって発給されたかを示しており、明らかな傾向を見せている。司法令状は、次第に国璽によって発給されなくなり、代わりに王璽によって発給されるようになっていった。印璽の使用法が明確になるにしたがって、司法令状は尚書部からではなく、王の意思をより反映した王璽によって、

すなわち「王から」発給されるようになったのである。

王権と印璽

本研究でここまで示してきた結果は、既存の研究によって考慮されてこなかった治世の間での印璽の実践の変化を明らかにした。ロバート一世の印璽の使用は、以下の三点に大きくまとめられる。第一に、印璽の使用法が変化し、特に王璽の機能がより明確になっていった。第二に、王璽は財産や権利の授与には使われないようになり、令状、特に司法目的の令状を発給するために使われるようになった。第三に、このような変化は漸進的だった。印璽を区別して使おうとするアイディアは一三二〇年に初めて認められるが、一三一六年にそれが実践されたことが確認でき、さらに、一三二一年以降に明確に確立された。つまり、印璽間の目的が明確化した以降は、授与は国璽によって発給され、司法令状は王璽によって発給された。このような使用法は、上で見たように、イングランドのそれと非常によく似たものである。⁽⁵⁸⁾

この結果から、直ちに疑問が浮かんでくる。このようなスコットランド王の印璽の使用の変化を誰が何のためにもたらしたのだろうか。この問題の重要性は、前述し

たようにイングランドの歴史が既に示している。もしも有力者が主導したのならば、イングランドのようにスコットランドでも王と有力者とのあいだの対立があったことを印璽が示しているかもしれない。それに対して、もし王が自発的にその変化を主導したのならば、王にはそのようなする何らかの理由があったことになる。

前者の可能性、すなわち王と有力者との対立の可能性が、前稿で言及した論考「スコットランド王の家政」の中でほのめかされている。尚書部長官についての項は、王璽について「国璽のための鍵であり安全弁であり、王とバロンとのあいだに宮廷で起こりうるすべての誤りを抑止するものである」と述べている。⁽⁵⁹⁾さらに、この論考は以下のように締めくくられている。

どのような条件であれ、宮廷の居住者だろうが外のものであろうが、王から世襲の職を保有していると主張するすべてのものたちは、そして、王の宮廷において王の代償によってある報酬や生計を得ていると主張するすべてのものたちは、その権利を、もし何らかのものを持っているならば権利証書によって、あるいは、彼らの同輩の良き裁きによって、そして物事を最もよく知っている良き人々によって、審理

されなければならぬ。その結果、一方では、王がだまされたり過度に支払ったりすることがなくなり、他方では、彼らが相續權を奪われることもなくなる。そして、これは、劣った評議會によつてではなく、完全なるパーラメントにおいてなされなければならぬ。⁽⁶⁰⁾

これらの文言は、印璽の濫用が王とバロンとのあいだの対立に發展しえたこと、そしてまた、印璽の使用が重大な政治的關心のひとつだつたことを示している。さらに、重要な争点はパーラメントで議論されなければならぬとも述べている。つまりこの論考は、作成されてから一世代ほどのちのロバート一世の時にも、王と有力者とのあいだの誤りを防ぐために彼らが王の印璽の使用を何らかの形で抑止しようとしたと想定することを可能にしてくれる。

しかし、本研究の結果は王と有力者の間での印璽の使用をめぐる対立があつたことは示していない。むしろ、王自身が自らの利益のために王璽の使用法を変えていつたといふことのほうがありそうである。その理由をいくつか挙げるができる。第一の理由は、王璽の使用に関するスコットランドとイングランドのあいだでの相違

にある。すなわち、王璽の使用が変化したあとも、ロバート一世はその印璽のもとで司法的令状を發給し続けたことである。この事實は、行政全般に介入するのと同様に、王は司法においても多かれ少なかれ排他的な支配權を行使していたことを意味する。⁽⁶¹⁾ 王璽を付して發給された令状は、尚書部ではなく王の評議會で協議がなされていたこと、法により救済を求めるものは尚書部ではなく王を頼つていたことを示唆している。⁽⁶²⁾ このような王中心の司法のあり方は、同時代のイングランドとは対照的である。イングランド人は、王璽令状によつて王がコモロー手続きに介入することを専制の象徴とみなした。例えば、一四世紀初頭のバロンの反乱は、この点を主な問題点としていた。⁽⁶³⁾ ロバート一世の王璽の使い方は、バロンによつて制限がかかる前のイングランドの専制的な使い方とよく似たものだったのである。

ただし、スコットランドとイングランドとの行政の規模の違いが、単純な比較を許さないかもしれないという点に注意を払わなければならない。スコットランドの行政制度は小規模で未発達であり、役割が「部門化」されておらず、そのため、すべての役職の仕事がもつぱら王を出発点としていた。それゆえ、王璽が専制的に使われ

ていたように見えた、という可能性を考慮しなければならぬのである。すでに見たような、王璽文書が国璽の登録簿に登録されているという点⁽⁶⁴⁾、国璽の文書と王璽の文書の両方を清書する書記が存在した点、尚書部が交代したことによって尚書部の独立性が疑わしくなった点⁽⁶⁵⁾、これらすべてがロバート一世の時の行政の未発達な状況を示している。

とはいえ、そのようなスコットランドにあつても、ロバート一世が王璽を司法手続きで頻繁に使うことは「過度に強力な王」という考えを人々に抱かせることがありえたと考えられる余地は残されている。ロバートの次のデイヴィッド二世の時の証拠ではあるが、王個人の印璽の過度の使用が尚書部の仕事に「侵入している」と主張された証拠があるからである。同じことがロバートに当てはまる可能性がある。すなわち、司法令状がロバート一世から発せられなければならないなかったのは、当時のスコットランドの行政が稚拙だったからというよりも、彼が意識的にそうしたからであつたと考えられる。そうだとすれば、印璽の使用が確立したあとに王璽が司法令状を発給するために使われたことは、ロバート一世が自発的にイングランドの「専制的な」王を模倣していたこと

を示唆している。

ロバートが自分の利益のために印璽の使用法を変化させたことを支持する第二の理由は、正統で完璧な王権を得るために、そして得たことを主張するために彼が繰り返した努力にある。例えば彼は、王としての正当な地位を「創りだす」ために、いくつかの宣言を利用した。その最たる例がアープロウス宣言である。⁽⁶⁷⁾ また彼は、彼の王としての地位を認めないものを拒絶し、ロバートに宛てられてはいるが王⁽⁶⁸⁾の肩書がない書状を持つ教皇特使でさえスコットランドの地に入ることを許さなかつた。さらにロバートは、彼の代理人を教皇庁に派遣し、王権を完全なものにすると考えられていた戴冠と塗油の権利を確保するために盛んに働きかけた。⁽⁶⁹⁾ このようなロバートのなしてきた努力は、次に示すような実践上の変化を引き起こしたに違いなかつた。

第三の理由に、本研究が示してきたような実践上の変化の前例が多くある点である。一二・一三世紀のスコットランドの王は、自らの王としての地位をイングランドの王よりも下位に置くつもりはなく、イングランドとの差異をなくすために行政におけるさまざまな点でイングランドの実践を模倣してきた。例えば、イングランドや

ノルマンディーに起源を持つ人材を招き、スコットランドの「封建化」を推し進めた。⁽⁷⁶⁾彼らは同時に、貨幣制度や言語の慣用法も直接的にもたらした。さらに、スコットランド王の尚書部は、同等の王としての地位を示すために王文書の用語法を慎重に選びイングランドに追従した。⁽⁷⁷⁾このような模倣は法の分野にまで及び、彼らはイングランドの土地法を導入し、「スコットランドが一つにくにである」という意識を高めようとした。⁽⁷⁸⁾このような努力の結果、一三世紀の後半には、スコットランドの王と側近たちは、イングランドの君主制や「国家」と同様な考えによって影響されるようになった。⁽⁷⁹⁾

第四の、そして最後の理由は、ロバート一世の治世は「王国はスコットランドの法や組織のもとで統治されるべきである」という考えの発展において決定的な時であった点である。一三二八年に、訴訟開始令状なしでは、封として授けられたと主張する人々は何人たりとも自由保有地から立ち退かされることはない、と宣言する法が制定された。この法は、法治主義の原則として、その後のスコットランドの法制度の重要な出発点となった。⁽⁷⁴⁾ほぼ同じ時に、スコットランドの法の論考である「レギアム・マエスターテム」が編纂され、その後の数

世紀にわたってスコットランドの法の原則として何度も言及され写しが作成された。確かに、スコットランドは「スコットランドのコモンロー」に従って統治されるべきだという意識は、ロバート一世の時に初めて出現したわけではない。しかし法に関するロバートの治世のこれらの成果は、危機に直面したスコットランドの独立や主権の存続の主張と密接につながっていた。⁽⁷⁵⁾

これらの理由により、王ロバートと彼の助言者が印璽の使用の変化を主導したと結論づけるべきである。これは、自身の地位と統治について安泰であるとは感じておらず、バノックバーンのあとでさえも彼の王権を認めようとしないうイングランド王と教皇の態度に憤っていたロバートの戦略の一部であった。一三世紀末以来、イングランドに対する不平、そしてイングランドから自立したい希望が、スコットランドにあった。イングランドとの相違が劣位を意味してきたスコットランド人にとつては、そのような思いがイングランドのものごとの模倣へとつながるのは自然なことであった。ロバート一世の時にそのような欲求から生じた、イングランドを倣った行政実践の変化の一部が、印璽の使用の変化であった。⁽⁷⁶⁾このような変化は、自然と沸き起こったわけではない。イング

ランドや内部の脅威に対抗するためにパーラメントや宣言文を巧みに利用した王ロバートこそが、そのような変化を主導した。スコットランド王位を掴んだあと、ロバートは自らの地位を確かなものにするために王の先任者からの連続性を強調する努力をした。⁽⁷⁷⁾しかし、彼はたんに過去とのつながりを強調しただけでなく、イングリランド王の印璽の実践を模倣することによって彼らと同等の地位にあると試みた。ロバートの印璽の使用の変化は、他者と区別するために彼らを模倣するというスコットランド王の実践の一例であった。その点で、印璽の使用は彼が多用したプロパガンダの一つであり、ロバートの「王権のアート」でもあったのである。⁽⁷⁸⁾

結

本研究は、ロバート一世の印璽の使用の観点からスコットランドの王権や王国形成を扱ってきた。イングリランドや大陸での「記録への信頼」の高まりと同時に、あるいは少し遅れて、一二・一三世紀のスコットランドでも印章の使用が進展した。ロバートの治世が始まるまでには、印章は重要な文書を認証するために不可欠な装置となっており、すべての有力者が自身の印章を所有してい

た。スコットランド王の印璽の使用の模範はイングリランドのそれであり、王ロバートの印璽はイングリランドの実践と比較すると興味深い傾向を示した。国璽と王璽の二つの印璽は、それぞれ固有の役割のために使われるようになっていった。王璽が授与に使われることがなくなり、そのために国璽が使われなければならなくなった。王璽は令状を、特に司法目的の令状を発給する目的と、外交における私信を発給する目的に用いられるようになった。王ロバートの王権の主張によって、文書作成に携わる人々が印璽の使用について自覚していき、新しい実践を導入していった。

このようなスコットランド王の印璽の使用の変化は、タウトがイングリランドについて説明するような憲政史的な進展によるものではなかった。しかし、王の印璽がスコットランドの歴史を描けないということではない。むしろ、ロバート一世の印璽は、イングリランドとの関係における彼の治世という、スコットランドに固有な歴史の叙述を可能にすることを本稿は示してきた。確かに、印璽が複数になり、王璽を日々用いるようになることは、イングリランドと同様に行政規模の拡大や、戦争により文書作成部が常に王に付いて回ることができなくなったと

いう実際のな理由による。しかし、印璽の使用の変化はより重要な意味を持っていた。実践におけるイングラランドとの相違を埋めようとするその変化は、独立した国家を手に入れたいというスコットランド王の望みと努力とに関係していたのである。

この点において、ロバートの印璽の事例は、ヨーロッパの「周縁」に位置する諸侯の振る舞いと一致する。R・バートレットの主張によると、中世盛期のヨーロッパの同化と結合は、概して二つの仕方に進んだ。一方で、ある周縁諸侯は「中心」諸侯によって征服され、他方で、別の周縁諸侯は地位を高めるために自発的に中心の実践を吸収しようとした。このような二つの過程で、中心の文化や文明が周縁へと浸透していき、現在理解されているような「ヨーロッパ」が形成されていった。自発的に吸収するという後者の過程を経る諸侯の典型例として、一二・一三世紀のスコットランド王はバートレットによって扱われている。彼らは、イングラランド王と同等の地位であることを示すために、イングラランドから人材や行政的実践を導入した。⁽⁸⁰⁾ 王朝が断絶した一三世紀末以来、王国の独立と主権が繰り返し脅かされ、それらを回復するための努力は頓挫した。そのような中で王位に就いた

ロバートは、自らの王権をイングラランドと同等まで高めることによって、そのような手詰まり状態を打開した。印璽はその努力の一つの顕れであった。彼はその試みに成功し、イングラランド王と教皇から独立した王国と王権の認定を得た。ロバートの印璽の使用の変化は、「ヨーロッパ化」の過程において周辺の小国が独立した国家を形成し、それを宣言しようとする努力の顕れだったのである。⁽⁸¹⁾

註

- (1) Barrow, *Robert Bruce*, pp. 237-41; Tanner, 'Cowing the Community?', p. 53; *RPS*, 1309/1, 1309/2, 1309/3.
- (2) 王璽を付されて発給されたの文書は、文面に発給日時が記載されていない。証人の構成員を根拠としてこのパラメントにて発給された文書であるとダンカンが推察している: *RRS5*, pp. 630-31. G・バロウはタンカンの推定に同意してゐる: Barrow, *Robert Bruce*, p. 470, n. 99.
- (3) No. 385で扱われる土地はすでにメルローズ大修道院によってクレアムから保有されていたにもかかわらず、その証書の中で *adisse* という動詞を使ったことは、王が彼の権威を示そうとしていたことを意味するかもしれない: Keith Stringer, 'The Charters of David, Earl of Huntingdon and Lord of Garioch: a Study in Anglo-Scottish Diplomacy', in *Essays on the Nobility of Medieval Scotland*,

ed. by K. J. Stringer (Edinburgh: John Donald Publishers, 1985), pp. 72-101, at p. 76. 措置部で使われる動詞の法的側面を注目する見方については: Davies, 'Donor and duty of warrantee', pp. 132, 164-65.

(4) Barrow, *Robert Bruce*, pp. 249-65.

(5) *RRS5*, p. 327.

(6) *RRS5*, p. 178.

(7) 「ガース」とは聖域のことであり、次の文献に詳しい。Hector L. MacQueen, 'Girth: Society and the Law of Sanctuary in Scotland', in *Critical Studies in Ancient Law, Comparative Law and Legal History: Essays in Honour of Alan Watson*, ed. by John W. Cairns and Olivia F. Robinson (Oxford: Hart Publishing, 2001), pp. 333-52.

(8) 「王国の印璽」は、通常の国璽の表現である *sigillum nostrum* と比べて例外的であるが、国璽を指していると考えられる。: *RRS5*, pp. 178-80.

(9) 追認証書とは、新たな授与 *give, do* ではなく、過去の権利を確認・追認する *confirm, confirmo* ための文書である。

(10) この文書については前稿の八一頁を見よ。

(11) *Robertus dei gratia rex Scotorum Bernardus abbat de Aberbrothok cancellarius suo Scotie salutem. Mandamus vobis et precipimus quatenus cartam dilecti nepotis nostri Thome Ranulphi comitis Moravie domini illis Anande et Mannie super comitatu Moravie cum pertinentiis fieri et renovari faciatis in hec verba. — Robertus Dei gratia rex*

スコットランド王ロバート一世の王権と印璽 (下)

Scotorum ...

(12) ダウアック *davach* はスコットランドにおける土地の単位であり、一ダウアックはおおよそ四一六エーカーである。

(13) 「スコットランド奉仕 Scottish service」とは、スコットランドの基本的な軍事義務を表すために使われる様々な言葉のうちの一つである: Alexander Grant, 'Service and Tenure in Late Medieval Scotland, 1314-1475', in *Concepts and Patterns of Service in the Later Middle Ages*, ed. by Anne Curran and Elizabeth Matthew, The Fifteenth Century I (Woodbridge: Boydell Press, 2000), pp. 145-79, at p. 150.

(14) ダンカンは筆跡から特定し、ロバート一世の文書を通以上清書した書記を二人としている。その中で書記Cは治世後半に多くの文書を書き、一三三〇年のマイザイット二世の文書も一通清書している。また彼は一三三六年から一三三三年までの現存する財務記録 *Exchequer Rolls* も書いている: *RRS5*, pp. 174-76.

(15) 王ロバートによって発給されたほぼすべての文書は、蠟自体の固有の色である黄色の蠟によって押印された。しかし、治世後半のいくつかの王璽文書 (No. 306, No. 355, No. 376, No. 377) は赤く着色された蠟で押印された: *RRS5*, p. 196-97.

(16) 尚書部長官がアープロウス大修道院であったバーナードからウォルター・トゥインハム (トゥインホーム) へと交代したあと、それまでは概してアープロウスに位置し、王から自立していたように見えた尚書部の独立性が

失われたところである。

- (17) G. P. Cuttino, *English Diplomatic Administration, 1259-1339* (Oxford: Oxford University Press, 1940), pp. 105-108.
- (18) ロンター一世のすべての文書のうち、一九通 (No. 21^a No. 24^a No. 25^a No. 40^a No. 162^a No. 195^a No. 215^a No. 222^a No. 226^a No. 232^a No. 299^a No. 322^a No. 326^a No. 342^a No. 343^a No. 344^a No. 345^a No. 376^a No. 377^a) が外交上の文書と分類されることである。そのうち八通 (No. 24^a No. 25^a No. 215^a No. 232^a No. 299^a No. 342^a No. 343^a No. 345^a) が、程度の差をあれ外国の君主との公式な協定であり、それらは国璽に於いて発給された。残りの一通のうちのほとんど (No. 21^a No. 40^a No. 195^a No. 222^a No. 322^a No. 326^a No. 376^a No. 377^a) が王璽のあとで発給された。
- (19) 王の意思が表現されている通信とは違つて、No. 375 は「当然の course」の手続で発給され、No. 379 は定型文言葉をもとに作成されており、まさに国璽で発給されるべき「官僚制的」な文書であると言えるかもしれない：RRS5, p. 157.
- (20) イングランドでは王璽文書を書くためにフランス語が使われ、それゆえ外交上の通信もフランス語で書かれた。スコットランドでも外交上の文書にはフランス語が使われるのが普通であった。それにも関わらず、No. 376 と No. 377 はフランス語ではなくラテン語で書かれている。書記Cがフランス語で書く能力がなかったのかもしれない。
- (21) 確かに、治世前半においても明確な印璽の使用法を明言する No. 13 は、その全体的傾向に於いて例外である。しかし、そこに現れている意思が実行に移されたという証拠はない。
- (22) ラテンでは「授与」という用語を「give (do)」あるいは「grant (concedo)」の両方を指して用いる。スコットランドの証書の措置部については次の文献を見よ：Davies, 'Donor and duty of warrantice', pp. 120-65; Stringer, 'Charters of David'; John Hudson, 'Legal Aspects of Scottish Charter Diplomatic in the Twelfth Century: A Comparative Approach', in *Anglo-Norman Studies XXV: Proceedings of the Battle Conference, 2002*, ed. by John Gillingham (Woodbridge: Boydell Press, 2003), pp. 121-38.
- (23) 文書は概して宛先と措置部の動詞に応じて分類されるが、たとえどのように分類されるにしても、少なからず恣意的にならざるを得ない。
- (24) それらの一四通のうち、四通 (No. 385^a No. 13^a No. 38^a No. 55^a) は既述であり、二通 (No. 266^a No. 293^a) が以下で扱われる。
- (25) RRS5, pp. 529-30.
- (26) Cf. RRS5, pp. 77-82. *Robertus Dei gratia rex Scottorum*

omnibus ad quos presentes litere pervenerint salutem. Sciatis nos quasdam cartas bone memorie dominorum Willielmi et Alexandri Dei gratia regum Scottorum antecessorum nostrorum non aboliatas non cancellatas nec in aliqua parte vicariatae magistro et fratribus hospitalis sancte Trinitatis de Solfr' in verbis subsequentibus confectas.

比較対象のために、通帝の検査証書 (No. 91) の冒頭

部分を例として紹介する。「神の恩寵によりスコット人の王であるロブर्टが、彼のすべての地のすべての良人々に挨拶する。以下のことを知れ。すなわち、余が騎士ジョン・ルスの証書を検査し、以下に続くべきいかなる部分においても取り消されなかったことを認識したことを。 Robertus Dei gratia rex Scottorum omnibus probis hominibus totius terre sue salutem. Sciatis nos insperasse ac verraciter intellexisse cartam Johannis de Lass' militis non cancellatam non abolitam nec in aliqua sui parte vicariatam in hec verba.」

(27) RRS2, no. 400. RRS4-1, nos. 43, 48.

(28) *Registrum Domus de Soltre necon Ecclesie Collegiate S. Trinitatis prope Edinburgh etc.* (Edinburgh, 1861), no. 52. このカーナチュラリーは一二世紀および十四世紀までの文書の写しを綴じている: *Medieval Cartularies of Great Britain and Ireland*, ed. by G. R. C. Davis, revised edn by Claire Breay, Julian Harrison and David M. Smith (London: The British Library, 2010), p. 241.

(29) 文書形式の違いに注目した研究は、例えば次のような

スコットランド王ロバート一世の王権と印璽 (下)

の *Scottish Charters*, *Scottish Historical Review*, 87 (2008), pp. 206-32.

(30) *Charta No. 266a* (RRS2, no. 400) の *Willelmus Dei gratia rex Scottorum episcopis abbatibus comitibus baronibus iudicialibus vicecomitibus prepositis ministris et omnibus probis hominibus totius terre sue clericis et laicis salutem. Sciatis presentes et futuri me dedisse et concessisse et hac carta mea confirmasse Deo et hospitali sancte Trinitatis de Solfr' omnes donationes terrarum et hominum et elemosinarum que eis rationabiliter date sunt in omnibus rebus et possessionibus mundanis in terra mea. Quare volo et firmiter precipio vt predictum hospitale et fratres ibi Deo seruientes omnes possessiones et elemosinas suas habeant et teneant cum socca et saka cum tol et them et infangandthef et cum omnibus aliis libertatibus et liberis consuetudinibus et quietanciis suis in bosco et plano in pratis et pascuis in aquis et molendinis in viis et semitis in moris et marressis in staginis et viuariis in grangis et virgulis infra burgum et extra et in omnibus rebus liberis et quietas de placitis et querelis et scutagio auxilio assisis et de operatione castellarum et poncium et de bludwyte et de felhwyte et quietas de omni tollonio et passagio et lestagio et estalagio et de omni seculari seruicio et opere seruili et exaccione et de*

一六五 (一六五)

- omnibus aliis consuetudinibus secularibus excepta sola iustitia mortis et membrorum et exceptis quatuor querelis que ad coronam meam pertinent, scilicet de roboris de murthir' de combustione et de femina efforcata. Quare volo et firmiter precipio vt fratres antedicti omnia prescripta habeant et teneant in liberam et perpetuam elemosinam pro amore Dei et pro anima regis David aui mei et regis Malcolmi fratris mei et pro anima comitis Henrici patris mei et omnium antecessorum et heredum meorum. Testibus, Hugone cancellano meo, Ricardo de Prebenda clerico meo, Radulpho et Waltero capellanis meis, Rolando filio Vitredi iusticiario, Waltero de Lyndisay iusticiario, Willelmo comite, Willelmo de Sumerteile, Thoma de Coluile, Johanne marescallo. *Dat' quinto die Augusti apud Hadynghona.*
- (31) Chappais, *English Royal Documents*, p. 27.
- (32) *RRS2*, nos. 193, 400, 434
- (33) しかし、ローンはその判断の理由を明確にしていなかった。
RRS2, p. 247.
- (34) 一九五五年頃 (*RRS2* の No. 375) 以前は、ほとんどの文書は発給地のみが記載され、日付は記載されなかった。それ以降のほとんどの文書は発給地とともに発給「月日」(年を除く)が記載されるようになった。例えば「フォーファーにおいて、六月一十六日 *Apud Forda xvi die Junii*」とあるように。: *RRS2*, pp. 31, 81-82. Cf. Brown, "Absence of Regnal Years".
- (35) *RRS2* の No. 434 の全文を以下に示す: W'. Dei gratia Rex Scott'. Omnibus probis hominibus Tocius Terre sue clericis et Laicis Saltem. Sciant presentes et futuri me concessisse et hac Carta mea confirmasse donationem quam Willelmus de Veteri Ponte feci Deo et Sancte Cruci de Eleney' et Canonis ibidem Deo seruientibus de terre de Okelfas' per rectas diuicias suas et cum omnibus iustis pertinentiis suis. Tenendam sibi in liberam et puram et perpetuam elemosinam cum omnibus d' predictam Terram iuste pertinentibus ita libere et Quietè plenarie et honorifice Sicut Carta predicti Willelmi de Veteri Ponte eis indelicta Testatur. Saluo seruiuiuo meo de terra illa et in auxiliis et in aliis de hereditibus prelati Willelmi. Teste Waltero Capellano meo, Philippo de Valoniis Camerario meo, Willelmo Cunnin, Willelmo de Boscho, David de Haia, Willelmo de Morauia, Ricardo Reuel', Henrico Reuel. Apud Forlar iij die Nouembriis. Datum per manum Willelmi de Boscho tempore Florenti Cancellarii anno ab incarnatione Domini m. ccijj.
- (36) *RRS2*, p. 409.
- (37) その認証定式は「前述の証拠として、これらの証書の」の写しに余は王璽を付した *In quorum premissorum testimonio sigillum nostrum priuatum presentem cartarum transcriptio apposuimus*」と述べている。このような認証定式は、前稿の註(22)で述べた通常の認証定式「この」の証拠として、この証書に余の印璽が取り付けられる

ように、余は命じた *In cuius rei testimonium presenti carte nostre sigillum nostrum precepimus apponi*」とは異なる「おりの」について検討している事例のみで認められる定式である。

(38) この文書が偽造であるならば、なぜその作成者が王璽で発給されたことを選んだのかを考える必要があるだろう。

(39) スコットランドのマルクは、他の地と同様に一ポンドの三分の二である：Elizabeth Gemmill and Nicholas Mayhew, *Changing Values in Medieval Scotland: A Study of Prices, Money, and Weights and Measures* (Cambridge: Cambridge University Press, 1995), p. 385.

(40) No. 294で王はライヴァーン・グレナムにオールド・モン・トゥローズを与え *dedisse* 授与し *concessisse* 確認した *confirmasse*。

(41) 確かに、治世前半での王璽による授与も、この例のように、発給過程の一部であり見本を提供するための文書であった可能性がある。しかし、見本を提供するための文書のほうが残存率が低いはずであり、その可能性は合理性を欠いている。

(42) 『西洋中世学入門』、六八頁。

(43) R. C. van Caenegem, *Royal Writs in England from the Conquest to Glanville: Studies in the Early History of the Common Law* (London: Selden Society, 1959), p. 129; Chaplais, *English Royal Documents*, p. 19; *The Charters of King David I: the Written Acts of David I King of Scots*,

スコットランド王ロバート一世の王権と印璽 (下)

1124–53 and of His Son Henry Earl of Northumberland, 1139–52, ed. by G. W. S. Barrow (Woodbridge: Boydell Press, 1999), p. 13; *RRS2*, pp. 70, 77. Cf. ヤン・ヴァン・ド・ハ尚書部の登録が始まったあと、全般的宛先を持った証書と開封書状は、個人に宛てられた他の形態の書状とは別に登録された：Tout, *Charters*, i, p. 152.

(44) *Charters of David I*, ed. by Barrow, p. xiii.

(45) 例々は前述の No. 109、No. 242、No. 292 を見よ。

(46) No. 283: *Robertus Dei gracia rex Scottorum camerario suo Scocie salutem. Quia intelleximus quod religiosi viri abbas et canonici de Driburgh' viginti solidos sterlingorum ad luminare ecclesie sue de frimis burgi nostri de Rokisburgh' annuatim recipere consueverunt prout nobis per cartam bone memorie domini Willielmi regis predecessoris nostri dicti religiosi plenius ostenderunt. Vobis mandamus quatenus dictis viris religiosi dictos viginti solidos singulis annis de dictis frimis de Rokisburgh', dedit ad festum sancti Martini in hyeme et ad festum Penthecostes ad quascunque manus dicte firme deventerint deliberari factis et vobis in compolis vestris quotlibet anno allocari faciemus. Datum apud Melrose primo die Novembris anno regni nostri vicesimo.*

(47) No. 297: *Robertus Dei gracia rex Scottorum vicecomiti et balliuis suis de Perth' salutem. Quia volumus quod lacus de Biar' infra balliam vestram custodiatur ad opus nostrum proprium pro adventibus nostris apud Seonam, vobis man-*

一六七 (一六七)

damus et precipimus quatinus dictum lacum taliter custodiri faciatis quod nullus piscari presumat in eadem nisi tantummodo ad usum proprium religiosorum uirorum abbas et conventus de Scona. Dat' apud Clacmanan xvi die Martii anno regni nostri vicesimo primo'.

- (48) No. 306 : *Robertus Dei gracia rex Scottorum Hugoni de Erth militi ac ceteris forestariis suis de Clony qui pro tempore fuerint salutem. Quia concessimus caritative uiris religiosi... abbaei et conventui de Capro licentiam construendi libere reparandi quociens opus fuerit et imperpetuum possidendi pacifice unum stagnum et aqueductum pro molendino suo de Calady ultra totam aquam de Ferryll inter forestam nostram de Clony et terram suam de Calady, mandamus vobis et precipimus quatinus ipsos religiosos aut eorum homines seu tenentes contra hanc concessionem nostram nullatenus inquietatis impediatis aut grauatis. Dat' apud Dalredeal in Stratardolf vi die mensis Augusti anno regni nostri vicesimo primo'.*

(49) No. 305 : *Robertus Dei gracia rex Scottorum iusticiarius vicecomitibus prepositis et eorum balliuis ad quos presentes littere peruenierint salutem. Mandamus vobis et precipimus quatinus permittatis religiosos viros abbatem et conventum de Scoma gaudere libertatibus suis eis per nos concessis iuxta tenorem litterarum nostrarum quas inde habent sub magno sigillo nostro adeo libere et quiete sicut religiosi viri ababes et conventus de Abirbrothoc et de Dunfremelyn gaudent lib-*

ertatibus suis. Ita quod pro vestro defectu amplius inde iustam querimoniam non audiamus. Dat' apud Alyn' v die Augusti anno regni nostri vicesimo primo.

- (50) フォン・カネハムは王の令状を「最低限の文書の形態を用いて王が命令や通告を与えるための書状」であるとして定義している : van Caenegem, *Royal Writs*, p. 110 ; Brown, 'Adoption of Brieves', pp. 167, 176-77.
- (51) Walker, *Legal History*, i, p. 258.
- (52) *Charters of David I*, ed. by Barrow, p. 8.
- (53) *The Register of Brieves as Contained in the Ayr Ms. the Bute MS. and the Quoniam Attachments*, ed. by Lord Cooper (Edinburgh : Stair Society, 1946), p. 9
- (54) *RRS4-1*, p. 10.
- (55) A. Harding, 'The Medieval Brieves of Protection and the Development of the Common Law', *Juridical Review*, 11 (1965), pp. 113-49 ; MacQueen, *Common Law*, passim.
- (56) Walker, *Legal History*, ii, p. 449 ; MacQueen, *Common Law*, pp. 105-29. ロンバート一世の治世に王璽が発給された訴訟開始令状は現存してゐない。彼の治世で唯一現存する訴訟開始令状 (No. 121) は国璽によつて発給されている。ダークマンは「この令状を作成するために定型文書集が使われたと推定している : *RRS5*, p. 258. 権利令状について」は : MacQueen, *Common Law*, pp. 188-210.
- (57) 彼は「*かくらひかためらひなからむ*」[令状 brieve] という用語を司法目的の令状に限定して用いている : *RRS5*, p. 105. 対照的に、彼は行政上の令状を「命令 mandate」

として分類している。ただし、いくつかの文書を「命令あるらは令状 mandate or brixe」と呼ぶべきであるように例外的に *RRS5*, no. 73) 行政上の令状と司法上の令状を区別する点には特に困難を伴う。

- (58) 前稿の第三節を参照。
- (59) Bateson, 'The Scottish King's Household', p. 38.
- (60) Bateson, 'The Scottish King's Household', p. 43.
- (61) Duncan, 'Acta of Robert I', p. 11.
- (62) *RRS5*, p. 106.
- (63) Tout, *Charters*, ii, pp. 153-4, 284; Chimes, *Introduction*, p. 152.
- (64) Tout, *Charters*, i, pp. 155-57.
- (65) 註(91)を参照せよ。
- (66) Murray, 'Scottish Chancery', p. 148.
- (67) 前稿の第一・二節を参照。 Cf. Brown, 'Rereading the "Deposition Clause"': Tanner, Cowing the Community?, passim.
- (68) Barrow, *Robert Bruce*, pp. 321-22.
- (69) A. A. M. Duncan, *The Kingship of the Scots, 842-1292* (Edinburgh: Edinburgh University Press, 2002), p. 142. ロバートが崩御した六日後に、戴冠と塗油の権利を与え、教勅が発せられる点になる: Nicholson, *Later Middle Ages*, p. 125.
- (70) G. W. S. Barrow, *The Anglo-Norman Era in Scottish History* (Oxford: Oxford University Press, 1980). 主に G・スコトゥに於いて描かれた図式は、ヘンリー・ルイスの

スコットランド王ロバート一世の王権と印璽 (下)

「封建化無用論」の議論が中心として修正を迫られた。 Susan Reynolds, 'Fiefs and Vassals in Scotland: A View from Outside', *Scottish Historical Review*, 82 (2003), pp. 176-93. したがってヘンリー・ルイスの論にたいして反論がなされた。

Hector L. MacQueen, 'Tears of a Legal Historian: Scottish Feudalism and the *ius commune*', *Juridical Review*, (2003), pp. 1-28.

- (71) G. W. S. Barrow, 'Kingship in Medieval England and Scotland', in his *Scotland and its Neighbours in the Middle Ages* (London: Hambleton Press, 1992), pp. 23-44, at pp. 32-33; Brown, 'Absence of Regnal Years', pp. 61-63.

- (72) Dauvit Brown, 'English Law and the Unification of Scotland', in *The Breaking of Britain* <<http://www.breakin-gofbritain.ac.uk/blogs/feature-of-the-month/may-2012/>>, 2012; MacQueen, *Common Law*, passim; Hudson, 'Legal Aspects of Scottish Charter Diplomacy'.

- (73) ブリタニヤ諸島の三つの「周縁」であるウェールズとアイルランド、スコットランドの中で、スコットランドは制度や実践において最もイングランドと似通っていた。そのスコットランドだけが、イングランドからの独立を維持する点でできた。イングランド化した地域がイングランドによる征服を免れたという事実が、中世スコットランド史の逆説(パラドックス)として歴史家に認識されてきた。 R. R. Davies, *The First English Empire: Power and Identities in the British Isles 1093-1343* (Oxford: Oxford University Press, 2000), passim, esp. pp.

- 150-58.
- (74) *RPS*, 1318/27. MacQueen, *Common Law*, passim.
- (75) MacQueen, 'Regiam Majestatem', pp. 5-6.
- (76) 本研究は、何らかの規則に従った王璽の実践がゆるりて進展したことを示した。治世前半に規則が全くなかったわけではない。治世前半に文書に「王璽のもじり」といった文言が挿入された事実は、明確に実践に移される前からすでにある規則のまじりなものが存在したことを示している。
- (77) Norman Reid, 'Crown and Community under Robert I, in *Medieval Scotland : Crown, Lordship and Community : Essays Presented to G. W. S. Barrow*, ed. by Alexander Grant and Keith J. Stringer (Edinburgh : Edinburgh University Press, 1993), pp. 203-22.
- (78) 権力と、それを支え、裏付けるためのプロバガンダの利用は、近年の中世後期スコットランド史研究の焦点の一つである。それに ついては次の文献を参照せよ : Katie Stevenson, *Power and Propaganda : Scotland 1306-1488* (Edinburgh : Edinburgh University Press, 2014) ; McNamee, *Robert Bruce*, p. 256.
- (79) Robert Bartlett, *The Making of Europe : Conquest, Colonization and Cultural Change 950-1350* (Harmondsworth : Allen Lane, 1993), passim.
- (80) 一二・一三世紀のブリテン諸島における関係性は、ヨーロッパ内での関係性の縮図であるということができる。イングランドとウェールズやアイルランドとの関係は

「中心」と「被征服地」との関係であり、イングランドとスコットランドとの関係は「中心」と「自発的吸収地」の関係と見ることが出来る。R. R. Davies, *Dominion and Conquest : the Experience of Ireland, Scotland and Wales 1100-1300* (Cambridge : Cambridge University Press, 1990), passim.

(81) 最後に言及しておかなければならないのは、すべての王の文書が同じ条件下で発給されたわけではないことである。政府と国家は王と彼の顧問団によってのみ形成されるわけではなく、彼らと臣民との関係性の中で発給していくものである。いくつかの文書は王の都合により発給されるが、受領者の嘆願の結果発給されるものもある。文書は、それが発給される状況がある程度は反映しているはずであり、それが探求されなければならないであろう。Cf. Gerald Harris, 'Political Society and the Growth of Government in Late Medieval England', *Past & Present*, 138 (1993), pp. 28-57, at p. 35.

〔付記〕

本稿は、平成二七年度慶應義塾大学大学院博士課程学生研究支援プログラムによる成果の一部である。